

名護市許田野球場への米軍UH1ヘリコプター着陸に関する意見書

令和8年3月6日午後8時20分頃、名護市許田に所在する野球場敷地内に、米軍普天間飛行場所属のUH1ヘリコプターが着陸した。着陸現場は住宅地から約30メートルしか離れておらず、また、当時は子どもたちがいたこともあり、地域住民に強い不安と恐怖を与えた。

近年米軍による事故・トラブル・緊急着陸等が繰り返し発生し、本県議会も再三にわたり嚴重な抗議と再発防止等の要請を行っている。特に今回の着陸地点は、市民が日常的に利用する公共施設であり、ひとつ間違えば重大な人的被害につながりかねないものである。事案発生の背景には、本来、航空法で禁止されている住宅地上空における低空飛行が、日米地位協定に基づく航空特例法によって恒常的に訓練として行われている現状がある。

また、本事案に対する米軍からの情報提供は極めて不十分であり、原因究明や再発防止策についても明確な説明がなされていない。日米両政府は、より強い当事者意識を持って運用機の点検整備や安全管理体制を徹底し、県民に対し明確な説明を行うべきである。

よって本県議会は、今回の事案に対して嚴重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 本事案の原因及び経緯を速やかに公表すること。
- 2 事案発生などに関する連絡体制を厳格に運用し、迅速かつ十分な情報提供を行うこと。
- 3 米軍所属機の整備・保守点検体制を徹底的に見直すとともに、その結果を公表し、実効性のある安全管理を講じること。
- 4 再発防止策を明確に示し、地域住民の安全を確保すること。
- 5 住宅地上空での米軍機の飛行訓練を禁止するなど、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
(沖縄基地負担軽減担当)

} 宛て